

○国土交通省告示第四百六十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条第一号及び第三号、第二百三十九条の二第一項第一号ロ並びに第二百三十九条の三第一項第一号ロの規定に基づき、無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示を次のように定める。

令和元年八月二十三日

国土交通大臣 石井 啓一

無人航空機の飛行禁止空域等を定める告示

（航空法施行規則第二百三十六条第一号の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域）

第一条 航空法施行規則（以下「規則」という。）第二百三十六条第一号の国土交通大臣が告示で定める空港等及び同号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表のとおりとする。

空港等	空 域
新千歳空港	進入表面、転移表面若しくは水平表面の上空の空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域

<p>成田国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>
<p>東京国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>
<p>中部国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>
<p>関西国際空 港</p>	<p>進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域</p>

大阪国際空 港	進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域
福岡空港	進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域
那覇空港	進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは法第五十六条第一項の規定により 国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の 空域、進入表面若しくは転移表面の下の空域又は空港の敷地の上空の空域

(規則第二百三十六条第三号の国土交通大臣が告示で定める空域)

第二条 規則第二百三十六条第三号の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

飛行場	三沢飛行場
空域	<p>次に掲げる平面の上空の空域</p> <p>(1) 第一図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた三沢飛行場の標点（北緯四十度四十二分十一秒、東経百四十一度二十二分六秒（標高三十六メートル）を含む水平面（以下「A平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配を有する平面であつて、その投影面がイ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「B平面」という。）</p> <p>(2) 第一図のうち、三沢飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径四千メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「C平面」という。）</p> <p>(3) 第一図のうち、B平面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロへ'及びハト'）を含む平面及びA平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、A平面の長辺</p>

	<p>を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配がB平面又はA平面の外側上方へ七分の一であるものうち、B平面の斜辺を含むものと当該斜辺に接するA平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハワ）、これらの平面とC平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びB平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はA平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分</p>
<p>木更津飛行場</p>	<p>次に掲げる平面の上空の空域</p> <p>(1) 第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた木更津飛行場の標点（北緯三十五度二十三分五十四秒、東経百三十九度五十分三十五秒（標高三メートル））を含む水平面（以下「D平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ四十分の一のこう配を有する平面であつて、その投影面がイ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「E平面」という。）</p> <p>(2) 第二図のうち、木更津飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む</p>

	<p>岩国飛行場</p>
<p>水平面のうち、この点を中心として半径三千メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「F平面」という。）</p> <p>(3) 第二図のうち、E平面の斜辺（イホ'及びニチ並びにロへ'及びハト'）を含む平面及びD平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、D平面の長辺を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対すう配がE平面又はD平面の外側上方へ七分の一であるものうち、E平面の斜辺を含むものとの交線に接するD平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハヲ）、これらの平面とF平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びE平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はD平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分</p>	<p>次に掲げる平面の上空の空域</p> <p>(1) 第三図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた岩国飛行場の標点（北緯三十四度八分四十二秒、東経百三十二度十四分四十九秒（標高三メートル））を含む水平面（以下「G平面」という。）の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方へ五十分の一のこう配</p>

を有する平面であつて、その投影面がイ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域と一致するもの（以下「H平面」という。）

(2) 第三図のうち、岩国飛行場の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径三千五百メートルで描いた円周（リの線）で囲まれた部分（以下「I平面」という。）

(3) 第三図のうち、H平面の斜辺（イホ'及びニチ'並びにロへ'及びハト'）を含む平面及びG平面の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、G平面の長辺を含む鉛直面に直角な鉛直面との交線の水平面に対するこう配がH平面又はG平面の外側上方へ七分の一であるものうち、H平面の斜辺を含むものと同該斜辺に接するG平面の長辺を含むものとの交線（イタ及びニヨ並びにロル及びハヲ）、これらの平面とI平面を含む平面との交線（レタ、タヨ及びヨカ並びにヌル、ルヲ及びヲワ）及びH平面の斜辺（イレ及びニカ並びにロヌ及びハワ）又はG平面の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

第三条 規則第二百三十九条の二第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

飛行場	空域
三沢飛行場	第二条の表三沢飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域
木更津飛行場	第二条の表木更津飛行場の周辺の空域の項に掲げる空域

(規則第二百三十九条の三第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域)

第四条 規則第二百三十九条の三第一項第一号口の国土交通大臣が告示で定める空域は、次の表に掲げる空域とする。

飛行場	空域
-----	----



附 則

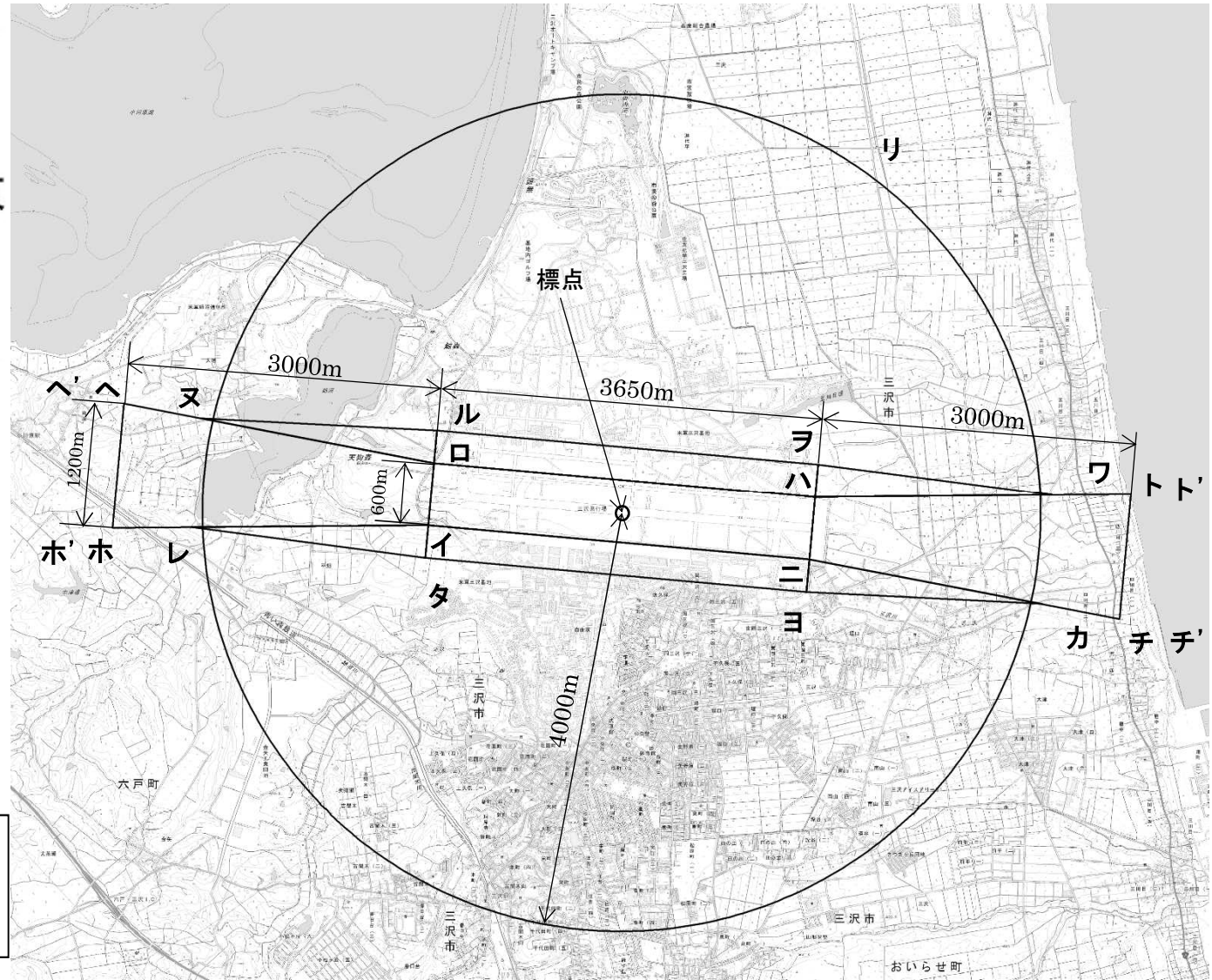
(施行期日)

第一条 この告示は、令和元年九月十八日から施行する。

(航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ、第二百九条の四第一項第一号ロ及び第二百三十  
六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示の廃止)

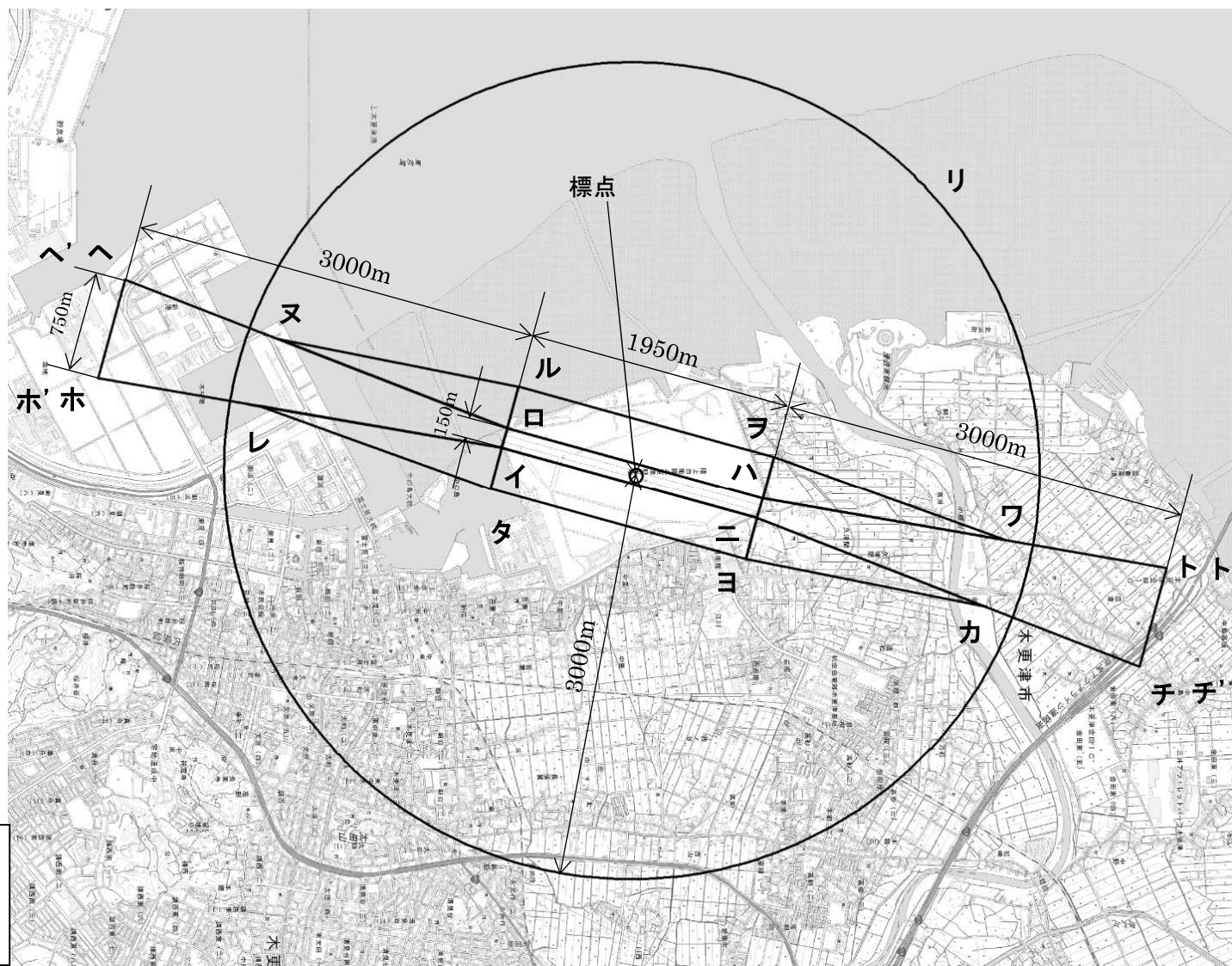
第二条 航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ、第二百九条の四第一項第一号ロ及び第二  
百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示(平成二  
十八年国土交通省告示第千四百四号)は、廃止する。

# 第一図 三沢飛行場周辺空域



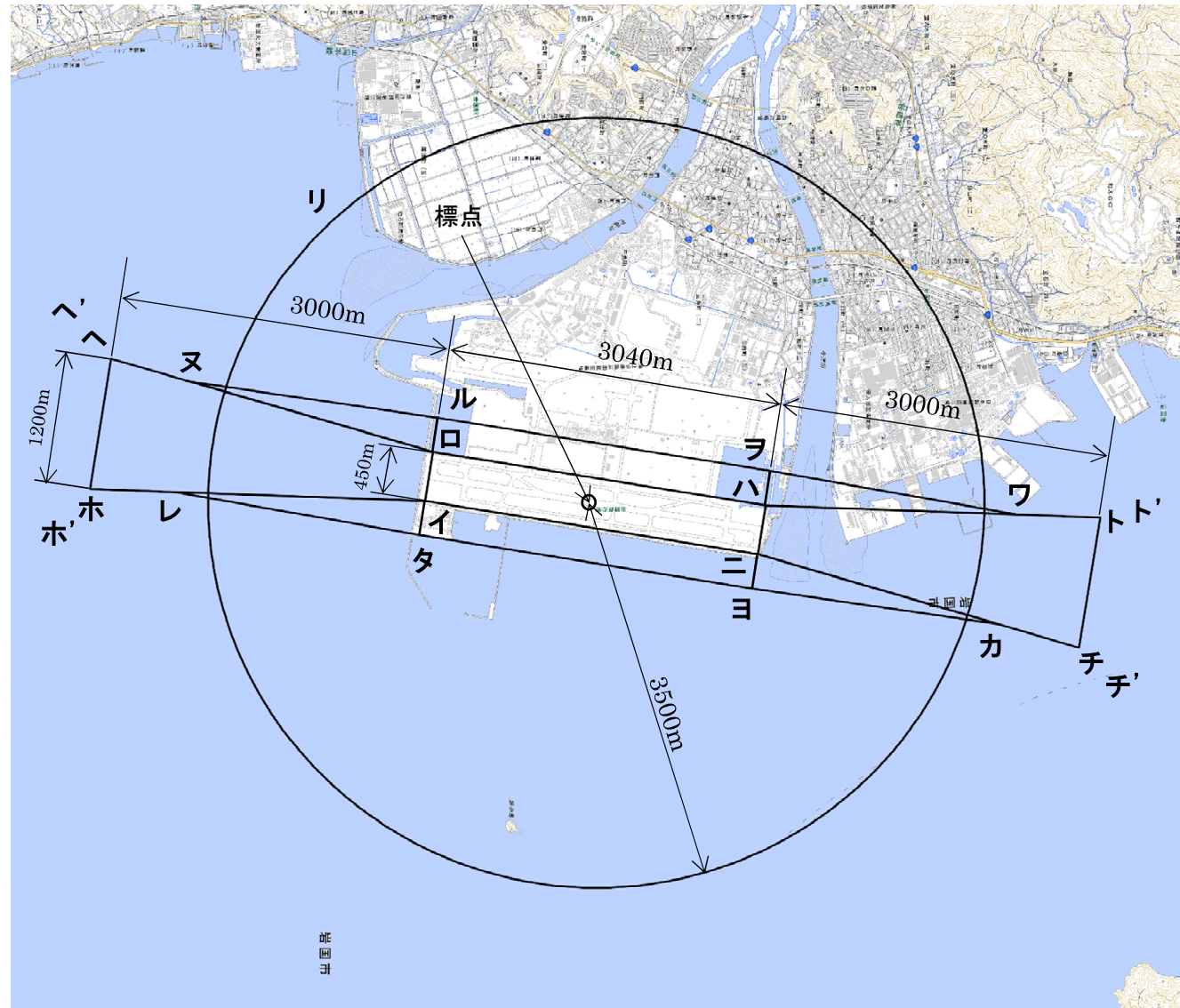
この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。

## 第二図 木更津飛行場周辺空域



この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。

### 第三図 岩国飛行場周辺空域



この地図は、国土地理院発行の電子地図を使用したものである。